

(質問第百十一号) 昭和二十二年十一月六日配付

天皇陛下巡幸に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月四日

山下義信

参議院議長 松平恒雄殿

天皇陛下巡幸に関する質問主意書

陛下には引続いて全國を巡幸遊ばされ、戦災者を中心に、親しく慰問激励のお言葉をたまわり、経済再建の思召から生産現場などにも臨ませられ、國民も心から感激して御歡迎に熱狂する有様は、誠に感銘に堪えないところであるが、この際次の諸点を質問して政府の善処を要望するものである。

一 天皇陛下巡幸に関する宮内府の処置については挙げて政府の責任と申す方が如何。

二 地元地方公共団体長或は宮内府行幸事務関係者などのはからいにて、行幸巡路、お立寄地点などを決定する模様であるが、種々物議を醸し、批難を招き、請託、懇請激烈をきわめ、甚しきに至つては下檢分に際して歡待を要するとの風評もある。政府はこれらの弊害なきよう訓告を出していると信ずるも、斷乎しゆく正を勵行せねばならぬ。巡幸プログラム等の決定については、政府は十分監督しているや否や。又これが所管は何大臣とするものか。

三 近く十一月下旬から中國地方巡幸の御予定と聞が、その中には廣島市も訪わせ給うと承る。同市は

いうまでもなく原爆の廢墟都市にして、この地に 天皇ののぞませられるは内外の感無量とするところである。

さればその巡幸予定のごとき眞に御仁慈に相應わしきよう慎重に吟味されねばならないと思うが政府の所見は如何。

四 然るに聞くところによれば現在においては、同市は二時間余にて通過される程度に止まるとのことである。いわゆる素通りの程度に計画されてあるということは、實に心なきわざと遺憾に堪えざるものである。

政府はかかる巡幸計画を至当と考えるか如何。

世紀の歴史的都市を訪い給うことは、ただに一地方の問題ではないと思う。 日本天皇と原爆その地の

御行動とは世界の注視するところとなろう。希くは平和日本の象徴であらせたまう天皇として最も嚴肅なる歴史的行幸であらせらるるよう政府の中枢部においても深甚なる考慮と関心とを拂われんことを希求し

て止まない。

本員は政府の賢明なる答弁を期待するものである。